南砺市クリエイタープラザ条例の一部改正について（概要）

1　改正の理由

今後のプレイアースパーク開業やデータセンター誘致を見据え、デジタル技術の活用や企業誘致を進め、施設の価値向上と地域経済の活性化、持続可能な運営を目指す。

2　改正の内容

・第3条第1号及び第2号の対象施設（セミオフィス、多目的ホール、控室、オープンスタジオ）の見直し
・第15条第4項及び第5項に市内在住者等の適用基準（利用料金の割増率・端数処理・団体判定）に関する規定を追加
・第16条に市長が特に必要と認める場合の別段規定を追加
・別表（第15条関係）について、料金体系の見直しに伴う区分（時間区分・施設区分等）及び基本利用料金の改定
・多目的ホール及び控室の統合（「ホール・控室」への変更）並びに「オープンスタジオ」及び「セミオフィス」の削除
・オフィス区分（A4、B3等）の追加及び見直し並びにアトリエスペースの面積及び料金の改定
・備考第4項について、減額対象施設（「ホール・控室及び展示室」）への見直し及び減額割合（100分の50）の改定
・備考第5項について、超過利用時間の加算・算定基準（30分単位）の見直し

3　施行年月日

令和９年４月１日

議案第　　号

南砺市クリエイタープラザ条例の一部改正について

南砺市クリエイタープラザ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和　　年　　月　　日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第　　号

南砺市クリエイタープラザ条例の一部を改正する条例

南砺市クリエイタープラザ条例（令和元年南砺市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号及び第２号を次のように改める。

（１）共用施設　ホール・控室、展示室及び多目的室

（２）入居施設　クリエイターオフィス(以下「オフィス」という。)、コワーキングスペース、アトリエスペース及び厨房・カフェ

第１５条に次の２項を加える。

４　利用料金は、当該施設の利用日において、南砺市内に在住、在勤又は在学する者（以下「市内在住者」という。）の利用に適用し、市内在住者以外の者の利用に係る利用料金は、第２項に定める額に１００分の１２０を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

５　利用者が団体の場合は、当該施設の利用日において実際に利用する者のうち、市内在住者が過半数を占めるときは、当該利用は市内在住者による利用とみなす。

第１６条中「の承認を受けて定めた基準により」を「が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１５条関係）

施設名	面積 （m^2）	基本利用料金（円）	
		１時間	１箇月
ホール・控室	１９６．２６	４，８３０	
展示室	４６．３７	７３０	
多目的室	３４．０７	７３０	
オフィス（Ａ１）	５２．１７		６７，８００
オフィス（Ａ２）	３３．５４		４３，６００

オフィス（Ａ３）	３７．２６		４８，４００
オフィス（Ａ４）	５５．９０		７２，６００
オフィス（Ａ５）	２４．２２		３１，４００
オフィス（Ａ６）	２４．２２		３１，４００
オフィス（Ｂ１）	２３．６０		３０，６００
オフィス（Ｂ２）	２３．６０		３０，６００
オフィス（Ｂ３）	５８．９１		７６，５００
コワーキングスペース			７，６００／人
アトリエスペース	５５．０８		６５，６００
厨房・カフェ	２４６．４０		３２０，３００
附属設備	市長が別に定める額		

別表の備考４及び５を次のように改める。

４　ホール・控室及び展示室をリハーサル又は準備のために利用する場合は、基本利用料金に１００分の５０を乗じて得た額を減額する。

５　許可を受けた時間を超えて利用する場合は、基本利用料金に当該超過時間３０分（３０分未満は３０分とみなす。）につき１００分の５０を乗じて得た額を加算する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の施設の施行日以後の利用の許可及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

３　改正後の条例の規定は、施行日以後の施設の利用について適用し、施行日前の施設の利用については、なお従前の例による。

南砺市クリエイタープラザ条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(施設) 第3条　南砺市クリエイタープラザ(以下「プラザ」という。)に、次に掲げる施設を置く。 (1)　入居施設　クリエイターオフィス(以下「オフィス」という。)、コワーキングスペース、アトリエスペース、セミオフィス及び厨房・カフェ (2)　共用施設　多目的ホール、控室、展示室、多目的室及びオープンスタジオ (利用料金) 第15条　(略) 2・3　(略)	(施設) 第3条　南砺市クリエイタープラザ(以下「プラザ」という。)に、次に掲げる施設を置く。 (1)　共用施設　ホール・控室、展示室及び多目的室 (2)　入居施設　クリエイターオフィス(以下「オフィス」という。)、コワーキングスペース、アトリエスペース及び厨房・カフェ (利用料金) 第15条　(略) 2・3　(略) 4　利用料金は、当該施設の利用日において、南砺市内に在住、在勤又は在学する者(以下「市内在住者」という。)の利用に適用し、市内在住者以外の者の利用に係る利用料金は、第2項に定める額に100分の120を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。 5　利用者が団体の場合は、当該施設の利用日において実際に利用する者のうち、市内在住者が過半数を占めると	施設名の規定整備 市内、市外在住者利用の規定整備

(利用料金の減免) 第16条　指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。	きは、当該利用は市内在住者による利用とみなす。 (利用料金の減免) 第16条　指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。	減免規定の整備

別表(第15条関係)

施設名		面積(m²)	基本利用料金(円)					
			昼間	夜間	昼間	昼夜間	全日	1箇月
			9：00から17：00まで(1時間当たり)	17：00から21：00まで(1時間当たり)	9：00から17：00まで	13：00から21：00まで	9：00から21：00まで	
多目的ホール	平日	169.76	2,030	3,050	11,610	17,210	20,160	
	土曜日、日曜日及び休日		2,440	3,660	13,850	20,670	24,130	
控室	平日	26.50	300	400	1,830	2,640	3,150	

別表(第15条関係)

施設名	面積(m²)	基本利用料金(円)	
		1時間	1箇月
ホール・控室	196.26	4,830	
展示室	46.37	730	
多目的室	34.07	730	
オフィス(A1)	52.17		67,800
オフィス(A2)	33.54		43,600
オフィス(A3)	37.26		48,400
オフィス(A4)	55.90		72,600
オフィス(A5)	24.22		31,400
オフィス(A6)	24.22		31,400
オフィス(B1)	23.60		30,600
オフィス(B2)	23.60		30,600
オフィス(B3)	58.91		76,500

利用料金等の改正

	土曜日、日曜日及び休日		400	610	2,130	3,150	3,760	
展示室	平日	46.37	610	810	3,150	4,680	5,500	
	土曜日、日曜日及び休日		710	1,010	3,760	5,600	6,510	
多目的室	平日	34.07	400	610	2,340	3,460	4,070	
	土曜日、日曜日及び休日		500	710	2,850	4,070	4,880	
オープンスタジオ1	平日	26.61	300	400	1,830	2,640	3,150	
	土曜日、日曜日及び休日		400	610	2,130	3,150	3,760	
オープンスタジオ	平日	47.32	610	810	3,250	4,780	5,600	
	土曜日、日曜日及び休		710	1,010	3,760	5,700	6,720	

コワーキングスペース			7,800／人
アトリエスペース	55.08		71,600
厨房・カフェ	246.40		320,300
附属設備	市長が別に定める額		

2	日							
アトリエスペース	平日	44.33				1,520	43,790	
	土曜日、日曜日及び休日					2,540		
オフィス(A1)		52.17					47,870	
オフィス(A2)		33.54					29,530	
オフィス(A3)		37.26					34,630	
オフィス(A5)		24.22					22,400	
オフィス(A6)		24.22					22,400	
オフィス		23.60					21,380	

(B1)								
オフィス(B2)	23.60							21,380
コワーキングスペース					1,010／人			5,090／人
セミオフィス(A4)								5,090
厨房・カフェ	246.40							234,250
附属設備	市長が別に定める額							

備考１～３（略）

	備考１～３（略）	
4　多目的ホール又はオープンスタジオをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯	4　ホール・控室及び展示室をリハーサル又は準備のために利用する場合は、基本利用料金に100分の50	リハーサル等の規定整備

の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を減額する。	を乗じて得た額を減額する。	
5　許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本利用料金とみなして、前各項の規定を適用する。	5　許可を受けた時間を超えて利用する場合は、基本利用料金に当該超過時間30分(30分未満は30分とみなす。)につき100分の50を乗じて得た額を加算する。	超過利用時間規定の整備
6～8（略）	6～8（略）	